

山梨県土木部電子納品運用マニュアル(改定内容)

番号	改定版 ページ	改定前	改定後
1	3	対象業務 (建築工事以外) 対象時期 平成16年4月1日以降 対象範囲 建設工事 工事完成書類のうち工事写真 対象金額 設計・測量・調査業務 附請負額5百万円以上 建設工事 附請負額3千万円以上	対象業務 建築工事は総務部管繕課の要領・マニュアルに 準拠する旨の記述を追加 対象時期 平成17年4月1日以降 対象範囲 建設工事 工事完成書類のうち 工事写真・出来形管理図・工事完成図 対象金額 設計・測量・調査業務 すべて 建設工事 工事写真・出来形管理図 すべて 工事完成図 附請負額6千万円以上
2	4	金額に関する適用の考え方文中 ・工事写真については、設計金額により義務づけるもので ある。 ・設計・測量・調査業務が一括発注の場合、電子納品の対 象とする。 ・工事写真以外のものは、当面の間電子納品を認めない。 ・設計・測量・調査業務、(建設工事)工事写真については、 上記金額以下のもの、妨げないものとする。	左記の文を削除。 ・工事完成図書のうち対象範囲以外の電子納品についての 一文を追加。
3	4	国土交通省の電子納品要領および関連基準が平成15年8 月現在。	国土交通省の電子納品要領および関連基準を平成17年1 月現在に時点修正。
4	6	(図の掲載なし)	山梨県土木部の電子納品に関する要領・基準等の適用の 図を追加。
5	7	適用時期に関する例外についての説明図	削除
6	8	電子ファイルのフォーマットについて 文書(報告書・・・)doc形式またはitd形式	左記に加えxls形式を追加。
7	9	4-2設計書コード・工事番号について	「4-2管理ファイルについて」とし、設計書コード・工事番号な ど管理ファイルを作成する際に必要な事項について記載。
8	10	電子媒体について MO等の・・・認めない	左記のMOに関する記述を削除。
9	11	電子媒体のラベルについて	電子媒体の表記規則について 「工事完成図」の納品がある場合についての注記を追加。
10	17	提出部数について (設計・測量・調査業務)紙納品2部 電子納品2部 (工事写真)電子媒体1部と紙納品(ダイジェスト版)1部	(設計・測量・調査業務)紙納品1部 電子納品3部 紙納品は簡易製本で良い旨の記述を追加 (工事完成書類のうち電子納品対象のもの)電子媒体2部 紙納品(ダイジェスト版)1部

山梨県土木部電子納品運用マニュアル(改定内容)

番号	改定版 ページ	改定前	改定後
11	21	記述なし	電子納品質問集で掲載の内容をマニュアルに反映。 マクロを含んだファイルについての記述を追加
12	22	電子納品の検査について 機器の準備、操作は原則として受注者。	機器の準備は発注者、操作は受注者を原則とする。
13	22	電子媒体の保管・管理について 測量・調査・設計業務においてのみ対象。	建設工事についても対象とする。 保管・管理の流れについて変更。 電子納品情報の登録について変更。
14	25	記述なし	フォルダ構成について、参考例を示した。
15	28	測量編 応用測量成果について項目によりPDFやSFC、SIMAなどで 納品する旨の記述	国の測量成果電子納品要領が改定になったことに伴い、拡張 DM追加(別表参照)
16	48	記述なし	用地測量調査業務では、県の新しいシステムで使用するた めのファイルの提出を義務づける。そのファイルについての 記述を追加。
17	49	記述なし	用地調査業務等の電子納品についての考え方を追加
18	50	工事完成図書編 特記仕様書についての記述のみ	電子納品対象書類についてなどの細かい項目を追加。
19	66	CAD編 (記述なし)	レイヤ名について運用を追加
20	69	写真編 9-2写真区分	「9-2写真管理ファイルについて」とし、写真区分、写真タイト ルについてなど写真管理ファイルを作成する際に必要な事 項について記載。
21	70	「9-6工事写真を電子納品する際の運用について」	削除